政令第百五十六号

展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令

内閣は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第四条第一項及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（補償上限額）

第一条　展覧会における美術品損害の補償に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する補償上限額として政令で定める額は、九百五十億円とする。

（特定損害）

第二条　法第四条第一項第一号の政令で定める損害は、地震若しくは噴火又はテロリズムの行為によって生じた損害とする。

（法第四条第一項各号の政令で定める額）

第三条　法第四条第一項第一号の政令で定める額は、五十億円とする。

2　法第四条第一項第二号の政令で定める額は、一億円とする。

（業務の委託）

第四条　文部科学大臣が法第十三条の規定により委託することができる業務は、次に掲げる業務とする。

一　補償金の支払の請求の受付

二　補償対象損害の額に関する調査

三　前二号に掲げるもののほか、補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で文部科学省令で定めるもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

（保険業法施行令の一部改正）

2　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「（平成十九年法律第二十二号）」の下に「、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）」を、「第十八条第一項」の下に「、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第十三条」を加える。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男
文部科学大臣　髙木　義明

省　令

○総務省令第五十二号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）の施行に伴い、同法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五十六条の四第三項、第百五十七条、第百五十七条の二、第百六十七条第二項、第百七十条第二項及び第百七十一条、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）附則第三条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第七十二条及び附則第三十九条並びに関係法令の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

総務大臣　片山　善博

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　共済会（第十三条―第十七条）」を「第四章　削除」に改める。

第二条の六の二を第二条の六の二の二とし、第二条の六の次に次の一条を加える。

（令第二十五条の七第一項第一号ハに規定する議員報酬の月額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額）

第二条の六の二　令第二十五条の七第一項第一号ハに規定する議員報酬の月額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一　議員報酬を月額として定めている地方公共団体　当該月額に一を乗じて得た額

二　議員報酬を月額以外の方法により定めている地方公共団体　当該地方公共団体の議員報酬の支給の実情を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額

第二条の六の三の三第一項第三号及び第二条の六の六第四号中「第二条の六の二」を「第二条の六の二の二」に改める。

第五条の十四及び第五条の十五を次のように改める。

第五条の十四及び第五条の十五　削除

第五条の十八を削る。

第十二条の四第二項中「第十五条の三第二項において同じ。」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章　削除

第十三条から第十七条まで　削除

（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行規則（昭和四十八年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条から第一条の三までを削り、第二条を第一条とし、第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を削り、第六条を第四条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

（平成二十三年六月から平成二十四年三月までの地方公共団体の負担金）

第二条　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が平成二十三年六月から平成二十四年三月までにおいて負担すべき金額は、平成二十三年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十を乗じて得た金額に相当する金額とする。

一　都道府県の議会の議員　百分の五十六・一

二　市（特別区を含む。）の議会の議員　百分の百二・九

三　町村の議会の議員　百分の百二・九

2　前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を平成二十三年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

一　地方公共団体の議会の議員が、平成二十三年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき。　当該任期満了の日

二　地方公共団体の議会の議員が、平成二十三年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき。　当該退職の日